

しょう りゆう さべつ こま そうだん
障がい理由とする差別で困ったときはご相談ください

しちようそん けん 市町村・県	まどぐち 窓口	てんわ 電話	ファックス
なかのし 中野市	ふくしか 福祉課 しょう 障害 ふくしかかり 福祉係	0269-22-2111	0269-22-3879
いையまし 飯山市	ほけんふくしか 保健福祉課 しょう 障害 ふくしかかり 福祉係	0269-62-3111	0269-62-3127
やまのうちまち 山ノ内町	けんこうふくしか 健康福祉課 ふくしかかり 福祉係	0269-33-3116	0269-33-1104
きしまだいらむら 木島平村	みんせいか 民生課 けんこうふくしかかり 健康福祉係	0269-82-3111	0269-82-4121
のざわおんせんむら 野沢温泉村	みんせいか 民生課 ふくしかかり 福祉係	0269-85-3112	0269-85-4760
さかえむら 栄村	みんせいか 民生課 じゅうみんふくしかかり 住民福祉係	0269-87-3114	0269-87-3083
ながのけん 長野県	けんこうふくし 健康福祉部 しょう 障害 しやしえんか 者支援課	026-235-7107	026-234-2369

ほくしんけんいきしょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい
「北信圏域障害者差別解消支援地域協議会」

しょう 障がい理由とする差別に関する相談や差別解消の
と 取り組みの推進に向けて関係者が話し合う場として、
H31年4月に北信圏域6市町村により設置されました。
しょう 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる
ちいき 地域づくりを目指しています。



【編集・発行】北信圏域障害者差別解消支援地域協議会
(北信地域障がい福祉自立支援協議会)
【発行日】令和4年3月31日
【事務局】北信圏域障害者総合相談支援センター
【住所】中野市大字笠原 765-1
【TEL/FAX】0269-23-3525/0269-23-3521
【Email】hokushin3525@nkn.janis.or.jp



し
知っていますか？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいしきめいしょう
障害者差別解消法の正式名称は

「しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

しょう 障がいのあるなしにかかわらず、おたが 互いの人格や個性を尊重しあひながら暮ら
す社会をつくるために定められました。

ぎょうせいきかん じぎょうしゃ しょう 行政機関や事業者は、障がいを理由とする **ふとう さべつてきと あつか きんし
不当な差別的取り扱いの禁止** と
ともに、**しゃかいてきしょうへき と 合理的配慮の提供** が求められます。

ふとう さべつてきとりあつか 「不当な差別的取扱い」とは...

しょう 障がいのある人に対して、せいとう 正当な理由なく、しょう 障がいを理由としてサービスの
ていきょう 提供を拒否したり、しょう 障がいのない人にはつけない条件をつけたりすることなど
です。しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法ではこの不当な差別的取扱いを禁止しています。

ごうりてきはりよ ていきょう 「合理的配慮の提供」とは...

しょう 障がいのある人から、しゃかい 社会の中にあるバリアを取り除くためになんらかのはいりよを
もとめる意思を伝えられたときに、ふたんが重すぎない範囲でたいおうを
求める意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」ってどんなこと？

れい いんしょくてん
例1 飲食店で

いんしょくてん はい しょうがいのある人を、くるまを理由に断った。



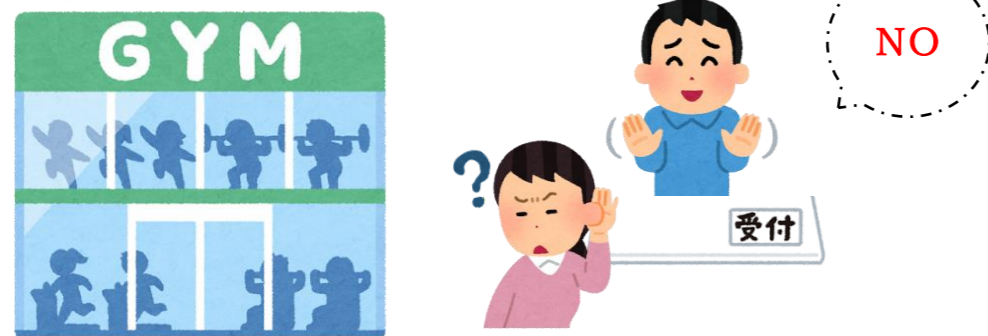
れい ふどうさん ちんたいけいやく
例2 不動産の賃貸契約で

アパートやマンションを借りようとしている人を、しょうがいを理由に断った。



れい かくしゅにゆうかいてつづ
例3 各種入会手続きで

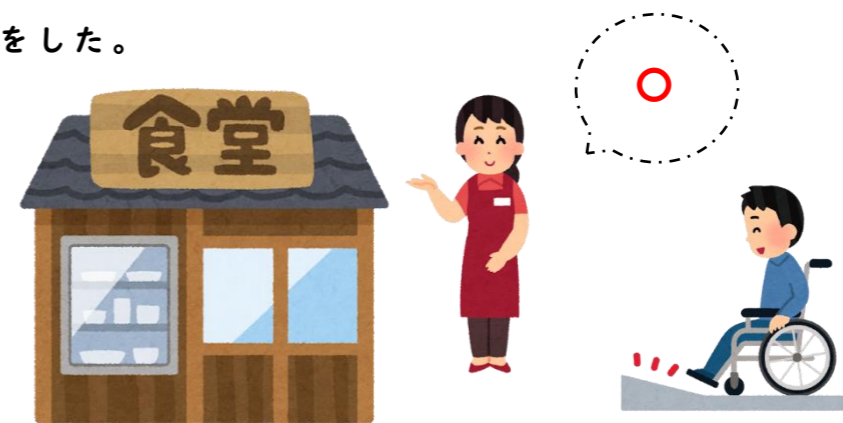
スポーツクラブやカルチャーセンターに入会しようとした人を、しょうがいを理由に断った。



ごうりてきはいりよ ていきょう
「合理的配慮の提供」ってどんなこと？

れい いんしょくてん
例1 飲食店で

くるまを理由にしている人のために、でいりぐち スロープをつけて段差をなくす工夫をした。



れい しかくしょうがい かた もう で
例2 視覚障害の方からの申し出に

書類の内容を読み上げながら、せつめいした。



れい ちょうかくしょうがい かた もう で
例3 聴覚障害の方からの申し出に

てつづの方法について、ひつだんやタブレット端末で説明した。

